

総務省の政策評価に関する有識者会議の開催について

1 目的

総務省の政策評価について客観性・公正性を確保するとともに、評価結果を政策へ適切に反映させるため、政策評価制度、評価対象政策等について専門的知識を有する学識経験者、実践的知識を有する者等からの意見を聴取することを目的として、総務省の政策評価に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催する。

2 検討事項

有識者会議における検討事項は、総務省の政策に係る評価手法、評価結果の取りまとめ、評価結果の政策への適切な反映その他総務省の政策評価の実施に当たり必要と考えられる事項とする。

3 構成員

- (1) 有識者会議に参集を求める構成員は別紙のとおりとする。必要があると認めるときは、構成員以外の者に有識者会議への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (2) 同一の有識者に参集を求める期間は、2年とする。ただし、再度、参集を求めることを妨げない。

4 座長

- (1) 有識者会議に座長1人を置く。
- (2) 座長は会務を総理する。

5 その他

- (1) 有識者会議の庶務は、総務省大臣官房政策評価広報課において処理する。
- (2) この他有識者会議の運営に関して必要な事項は座長が定める。
- (3) 有識者会議の議事概要及び資料は、事後に総務省のホームページにおいて公表する。